

長生郡市広域市町村圏組合病院事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、長生郡市広域市町村圏組合病院事業の診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成28年11月30日

長生郡市広域市町村圏組合
病院事業管理者 桐谷好直

- 1 委託する相手方
名 称 紀尾井町東法律事務所
所 在 地 東京都千代田区紀尾井町3-27 剛堂会館ビル3階
代表者氏名 代表弁護士 前田 博之
- 2 委託開始日 平成28年12月1日
- 3 委託する事務の範囲
原則として未収金発生から2年以上経過した医業未収金の管理回収事務